

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

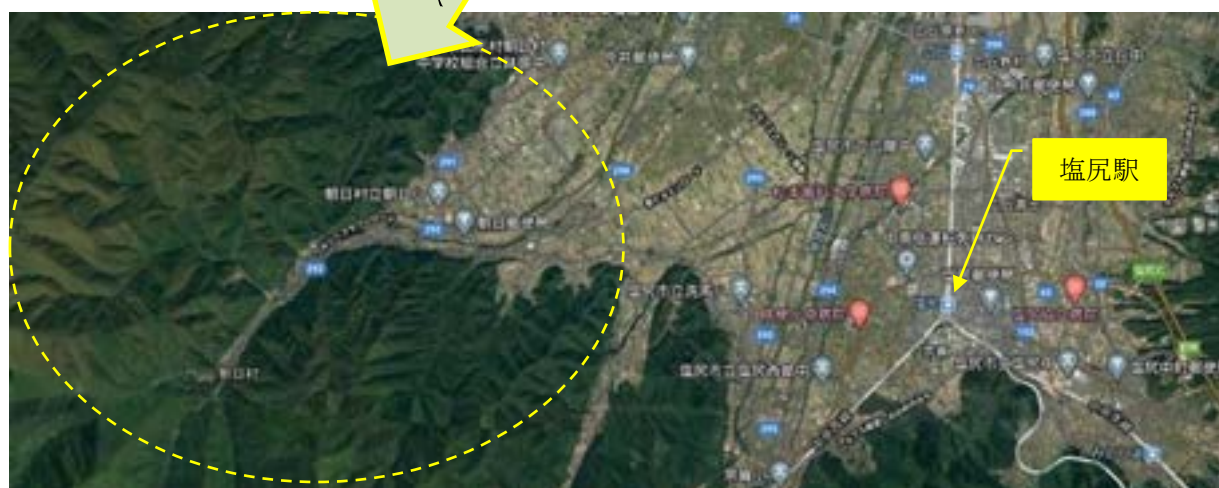
当商工会近郊の災害発生状況および想定される災害発生の情報は、朝日村が策定した朝日村土砂災害・鎖川ハザードマップ(令和7年4月更新版)及び、J-SHIS(防災科学技術研究所)が発行する地震ハザードステーションにより状況分析を行う。

(1)地域の災害リスク

(1)-1. 朝日村の場所 松本平の俯瞰図と朝日村の位置関係



朝日村地域の拡大



朝日村は、松本平の南西端にあり北アルプスと、中央アルプスの接点に位置する鉢盛山を背にして北東にゆるく傾斜を描きつつ、扇状に台地が広がる耕種野菜に適した肥沃な平坦地と、長野県を代表する樹種のカラマツ、アカマツ及びヒノキの針葉樹林を抱えた総面積70.62km²の行政区である。なお、山林面積は朝日村行政区全域の87%を占めている。

(1)-2. 土砂災害・鎖川ハザードマップ

当商工会が管轄する朝日村は、松本平の南西端部に位置し南北は山間地域に挟まれている。又、北東部は、松本平に向かって、解放された扇状台地の農耕地が広がっている地域である。

また、朝日村の中央を分断するように一級河川【鎖川】が横断しているが、朝日村防災マップによる洪水ハザードは洪水災害の指定にはなっていない。

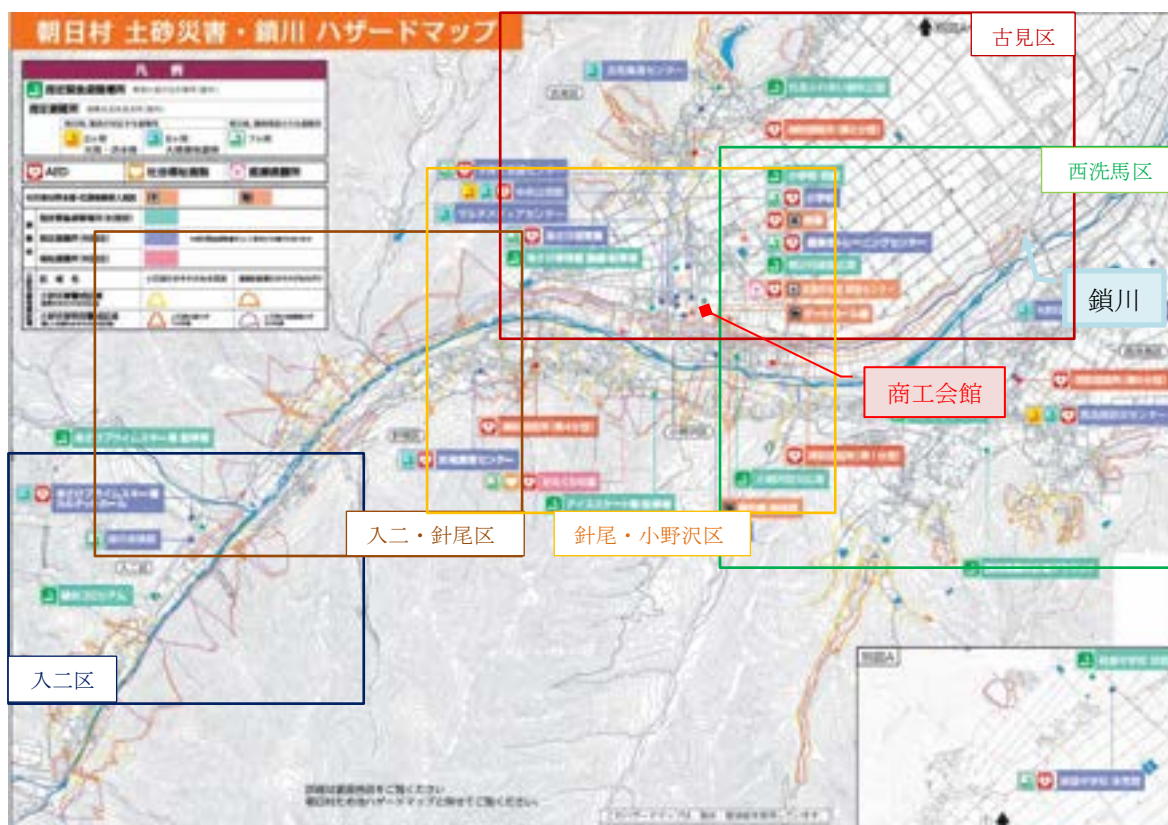


図-1 朝日村土砂災害・鎖川ハザードマップ(令和7年3月更新版)

上図は、朝日村全体の土砂災害ハザードの俯瞰図を示す。

【古見区】は、朝日村役場、救護所本部、小学校や商工会館等があり村行政の中心となっている。令和8年度公設民営診療所が開設される。中央公民館周辺の大規模改修工事も予定されている。

更に北東側の【古見区】と【西洗馬区】は、キャベツ、レタス、白菜等の耕種野菜を栽培する平坦な農耕地が広がっており【土砂災害】の危険は少ない。

一方、南西部にある【入二区】と【入二・針尾区】は山間の狭隘地域となっており、山間斜面は【土砂災害特別警戒区域】が連続して指定されている。

また、山間の南西部【入二区】上流から北東部の【西洗馬区】以東にかけて、一級河川の【鎖川】が朝日村の中央を横断しているが、現在のところ大雨による水災の危険区域の指定はない。

(1)-3. 大雨（100年に1度の大雨_雨量24時間あたり164ミリメートル）による浸水のリスク

近年大雨により甚大な被害が出ている。河川流域では、鎖川の氾濫や小川の氾濫による浸水被害が想定される。昭和58年の豪雨災害では、鎖川の氾濫により小野沢地区の会員事業所の工場などに浸水被害があった。朝日村では6カ所に防災重点農業用ため池があり、氾濫に備えそれぞれの地区に住民が避難するために必要な情報をまとめた、ため池ハザードマップも作成している。



図-2 ハザードマップ（計画規模_針尾橋上流）

図-3 ハザードマップ（計画規模_針尾橋下流）

(1)-4. 地震(J-SHIS(日本防災研究所)データを引用)

朝日村の位置と活断層分布

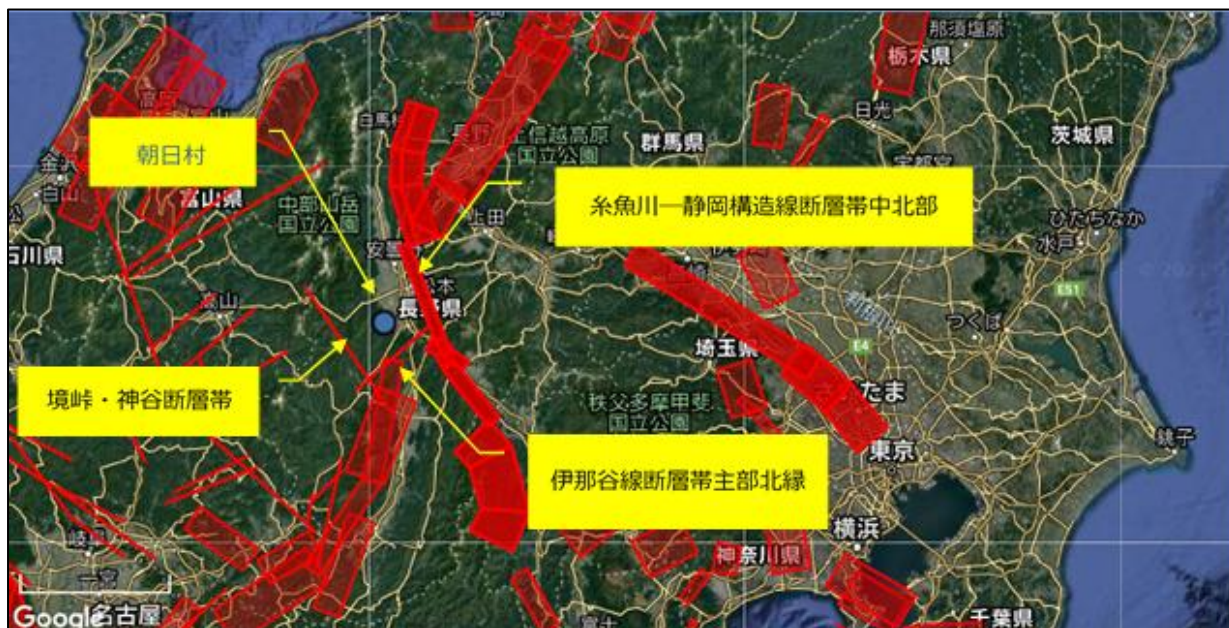


図-4 朝日村の位置と活断層分布

朝日村周辺の断層帯分布は、東側に糸魚川-静岡構造線断層帯中北部が南北に縦断、南部には伊那谷線断層帯主部北縁が迫る。又、西側には境峠・神谷断層帯主部が南北に走り活断層に囲まれた地域である。

朝日村及び近郊の震度分布 (J-SHIS(日本防災研究所)2024年データを引用)

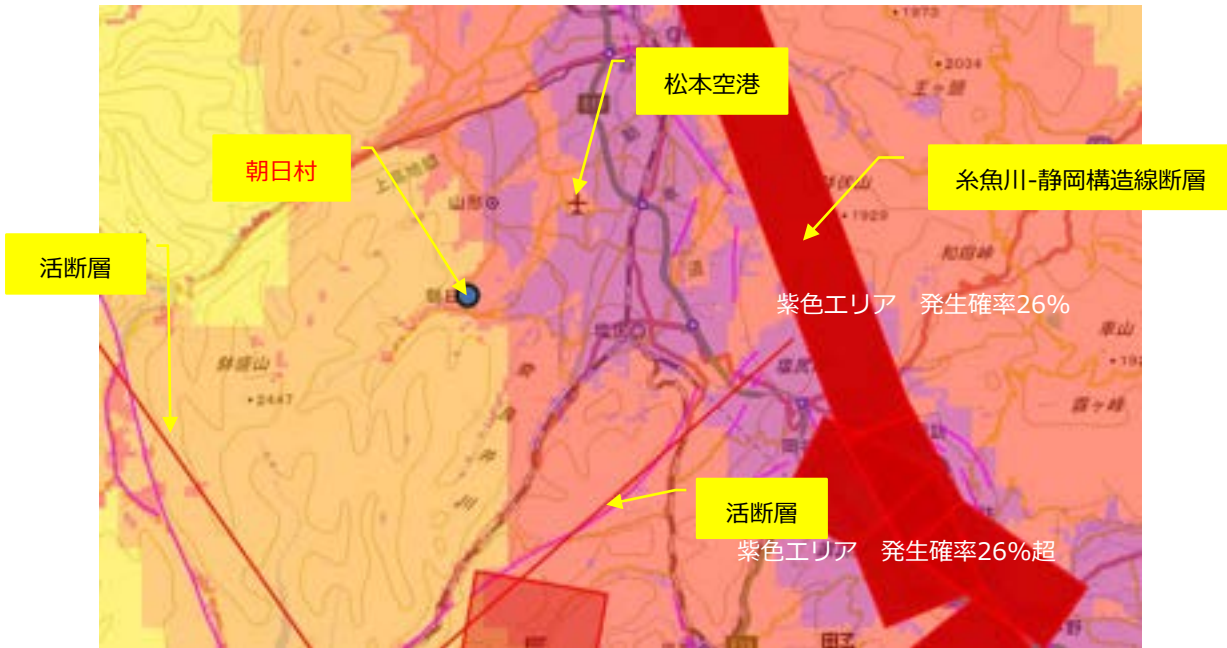


図-5 朝日村及び近郊の震度分布

朝日村地域の震度予想 【30年 震度6弱以上の揺れに見舞われる確率 26%超と推定】

3方向にある断層帯に囲まれた地域であるが、特に糸魚川-静岡構造線断層帯中北部の活断層地震の影響が最も強い地域である。

(1)-5. 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、朝日村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(1)-6. サイバー攻撃等

国税調査・還付金・インターネットバンキングをかたったメールが急増している。電子帳簿保存法の対応により、仕事でメールを利用する頻度が多くなったことから、資金を守るための対策が重要である。また多くの会員事業所が顧客の個人情報データを取り扱っていることから、サイバー攻撃による情報の漏洩等のリスクへの対策が急務となっている。

(2) 商工業者の状況

令和7年 長野県下商工会の概要データの商工業者数及び小規模事業者数

- ・商工業者等数 137者
- ・小規模事業者数 86者

表-1 商工業者の業種別内訳

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他	合計
管轄内事業者総数	26	28	3	24	12	17	27	137

(内)小規模事業者数	18	16	2	17	12	11	10	86
立地状況	村内 広域に 分散	村内 広域に 分散	村内 広域に 分散	村内 広域に 分散	村内 広域に 分散	村内 広域に 分散	村内 広域に 分散	

(3)これまでの取組

ア 朝日村の取組

- ・朝日村地域防災計画（見直し修正 令和7年3月 朝日村防災会議）
この計画は、災害基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する計画であって、村、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連を持って、村における災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、村の土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

<https://www.vill.asahi.nagano.jp/material/files/group/2/bousaikeikaku.pdf>
- ・地震総合防災訓練の実施
村民は9月初旬防災会が指定する場所で防災訓練を実施している。
- ・食料の備蓄
食料の供給を行うため、協定等により調達体制の整備が図られており、約4,000食の食料の備蓄もされている。これらの食料や備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう、体制の整備を図る。
- ・防災備品の更新
令和7年10月災害時用のベッドや簡易トイレ、小型テント、パーテーションなどの備品を拡充した。以前から常備していた既存のダンボールベッドや段ボールのパーテーションなども併用して使用する。
- ・防災士の資格取得費用の補助
令和6年6月村内の防災士により朝日村防災士会が発足した。今後防災士を増やすため資格取得費用の補助を行っている。
- ・防災センター・防災公園・診療所の開設
令和4年小野沢地区に防災公園を建設した。令和5年、西洗馬地区に防災センターを新設した。令和7年に建設着手した公設民営の診療所が完成し、令和8年6月頃に開設予定。
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
朝日村職員の新型コロナウイルス感染症対策行動計画の策定に示す。

イ 当商工会の取組

イ-① 取組内容

- ・小規模事業者に対する災害リスクやBCP計画の策定支援および普及啓発
- ・あいおいニッセイ同和損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・事業継続力強化計画支援策定のための行政担当課との連携
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・水・食料品の備蓄
- ・事業継続力強化計画の策定のため支援を実施した
- ・防災設備の点検
- ・令和3年11月危機発災時等の村と連携協定書を締結

- ・感染症発生に対する対策
危機管理マニュアルP21～23に示す

イー② 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・9月 防災セミナーの開催

年度	内容	講師	参加者数
令和4年度	災害ボランティアと防災教育	防災士	10名
	BCPの策定支援について	損保会社担当者	10名
令和5年度	避難所運営カードで学ぶ防災教育	防災士	7名
令和6年度	能登半島地震の支援報告・ 避難所設備の取り扱いについて	役場総務防災係	10名
令和7年度	大規模災害時における食品衛生及び公衆衛生の維持管理について	松本保険福祉事務所 担当者	12名

- ・役職員防災訓練を年1回実施 合計3回
- ・事業継続力強化計画策定支援 1者3回
- ・事業継続力強化計画策定者の把握（3者 内1者策定支援）
- ・事業継続力強化計画策定の会報による周知 1回
- ・役員会等での事業継続力強化計画策定の普及

2 課題

【課題】

- ①村内事業者の取組状況を把握できていない。
- ②現状緊急時にどのように協定が結ばれ、どのように行動すべきか把握できていない。
- ③協力体制の重要性について、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ④平時・緊急時の対応について、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ⑤災害時に対応する保険の適切な助言を行うことができる職員がいない。
- ⑥感染症対策において、村内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えて、マスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。
- ⑦災害の危機意識向上のため毎年防災セミナーを実施しているが、計画策定までに至らない。

【対策】

- ①策定件数は経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧で確認する。
- ②連携体制をHPに掲載する。
- ③連携を強化しマニュアル作成を目標とする。
- ④～⑤ 職員研修、損害保険会社との連携を強化する。
- ⑥感染症対策のマニュアル作成を目標とする。
- ⑦国の補助金の加点になるなどのメリットを周知し、計画策定につなげる。

3 目標

- ・村内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・防災セミナーを開催し、防災への危機意識を高める。
- ・上記について支援を実施し、BCP策定の個社支援につなげる。
- ・災害発生時の連絡を円滑に行うため、当商工会と朝日村との間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、村内において感染症発生時には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

4 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日)

5 事業継続力強化支援事業の内容

当商工会と朝日村の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

令和3年に締結した「危機発生時等の支援活動に関する協定書」や令和7年6月に策定した「朝日村商工会 危機管理マニュアル(Ver. 4)」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償の損害保険・共済への加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や村広報、ホームページ、メールマガジン等において、本計画を公表する。
その他、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものも含む。)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対処することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者にマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援政策等を提供する。

イ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・平成27年1月に朝日村商工会 危機管理マニュアル(Ver. 1)を作成
- ・朝日村商工会 危機管理マニュアル(Ver. 2) 【令和3年6月総合見直し】
- ・朝日村商工会 危機管理マニュアル(Ver. 3) 【令和4年6月見直し】
- ・朝日村商工会 危機管理マニュアル(Ver. 4) 【令和7年6月見直し】 別添

ウ 事業者BCP策定等に向けた関係団体との連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等をする。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCPの策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- ・関係機関に普及啓発ポスターの掲示、セミナーの共催等

エ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・事業者BCPの策定後3年が経過した事業者に対し、計画の見直しについて指導を行う。
- ・保険会社等と連携し、巡回等で策定後の状況の聞き取りを行う。

オ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度5強の地震)が発生したと仮定し、朝日村との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

(2) 発災後の対策

自然災害による発生時は、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で村内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間内に予め決めてある安否確認システムにより、役職員及び家族の安否確認を行う。
- ・安否確認の責任者は、安否確認を踏まえ出勤勤務可能人員を把握する。
- ・被害状況の確認者は、商工会業務継続に係る家屋、設備の被害状況を把握する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗いうがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、朝日村における感染症対策本部設置に基づき当商工会による感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- ・当商工会と朝日村の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・下記の被害規模を目安として、応急対策の内容を決定する。
- ・職員は、危機管理マニュアルの緊急時の役割分担の業務を担う。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・村内10%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・村内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・村内1%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・村内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

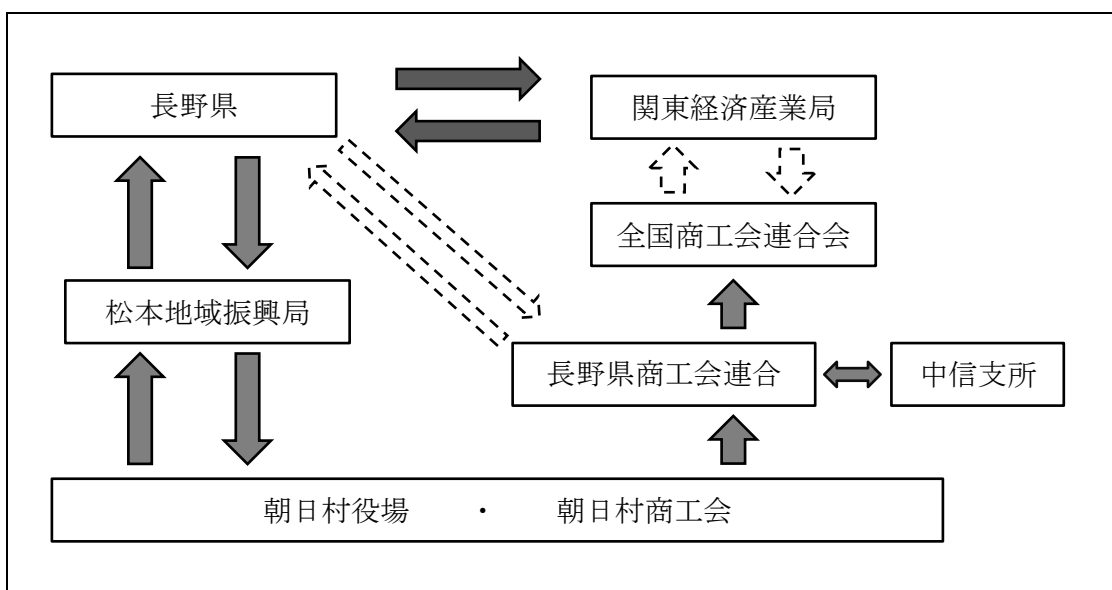
- ・本計画により、当商工会と朝日村は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～数日間	1日に最低3回(必要に応じて随時)共有する
数日後～1ヶ月後	1日に最低1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・朝日村で取りまとめた「朝日村職員の新型コロナウイルス感染症対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、村内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被害地域での活動を行うことについて決める。
- ・当商工会と朝日村は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当商工会と朝日村が共有した情報を、朝日村から長野県松本地域振興局商工観光課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当商工会と朝日村が共有した情報を朝日村から長野県松本地域振興局商工観光課へ報告する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

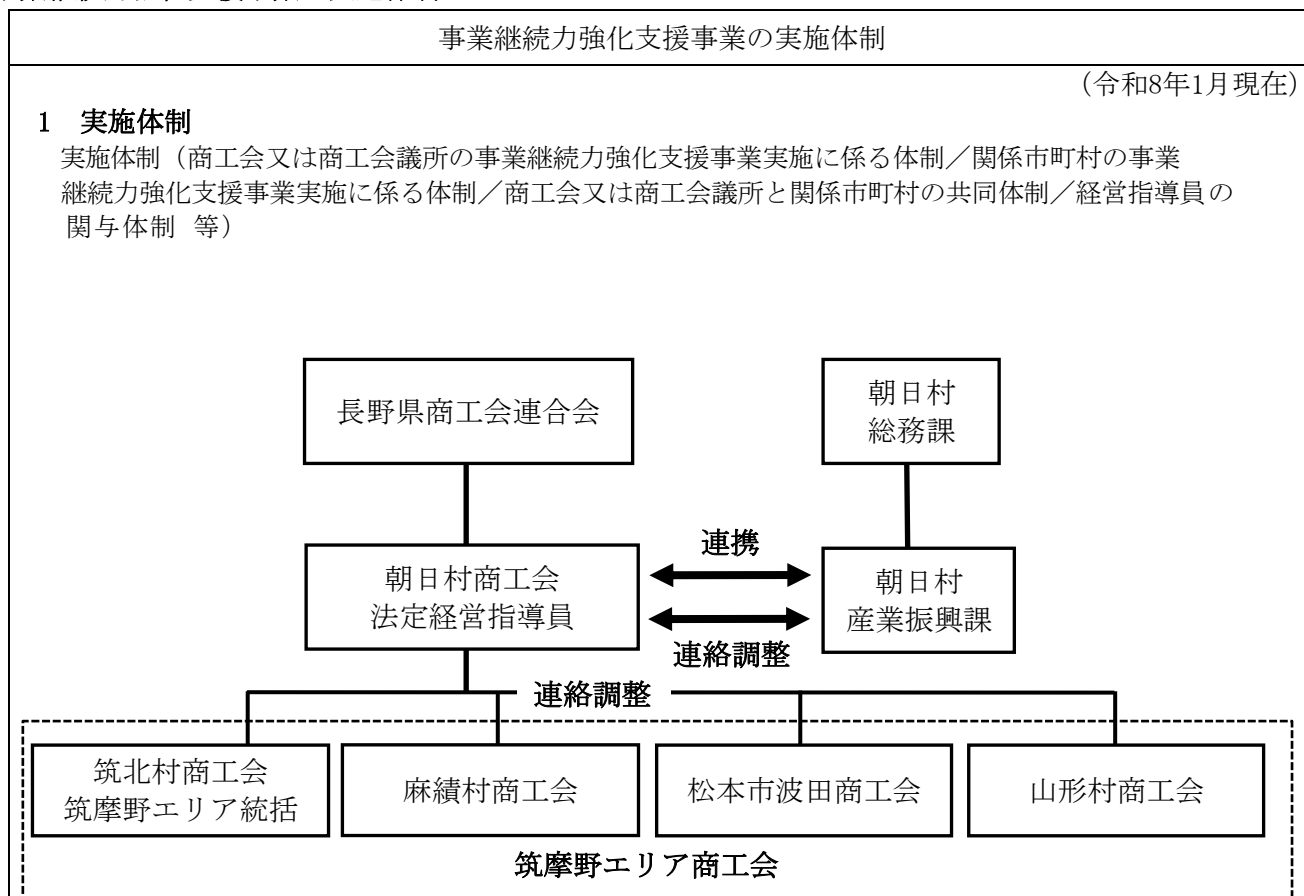
- ・相談窓口の開設方法について、朝日村と相談する(当商工会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する)。
- ・安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・村内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策(国や県、市町村等の施策)について、村内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れが小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

(5) 村内小規模事業者に対する復興支援

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を連携する商工会及び長野県商工会連合会に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先
 法定経営指導員 宮本 浩幸（連絡先は後述3(1)参照）

筑摩野エリア商工会

氏名	所属	連絡先
麦島 佳孝	松本市波田商工会	後述3(1)参照
古畑 里美		
清澤 義郎	山形村商工会	
中斎 洋一	筑北村商工会	
塚原亜希子	麻績村商工会	

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）
 ※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

3 当商工会/筑摩野エリア商工会、関係市町村連絡先

(1) 当商工会

朝日村商工会

〒390-1104 長野県東筑摩郡朝日村古見1300-5

TEL 0263-99-2551 / FAX 0263-99-3573

E-mail : asahisci@beetle.ocn.ne.jp

(2) 筑摩野エリア商工会

松本市波田商工会

〒390-1401 長野県松本市波田10098

TEL 0263-92-2246 / FAX 0263-92-5999

E-mail : info@mhata-sci.jp

筑北村商工会

〒399-7601 長野県東筑摩郡筑北村坂北2191-1

TEL 0263-66-2444 / FAX 0263-66-3116

E-mail : chikuhoku-sci@go.tvm.ne.jp

山形村商工会

〒390-1301 長野県東筑摩郡山形村2025-8

TEL 0263-98-2200 / FAX 0263-98-4004

E-mail : shoukou@go.tvm.ne.jp

麻績村商工会

〒399-7701 長野県東筑摩郡麻績村麻3835-7

TEL 0263-67-2146 / FAX 0263-67-4581

E-mail : info@omisho.jp

(3) 関係市町村

朝日村役場 産業振興課

〒390-1104 長野県東筑摩郡朝日村大字古見1555-1

TEL : 0263-99-4104 / FAX : 0263-99-2745

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1. 必要な資金の額

(単位 千円)

項目	年度				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	100	300	300	300	300
・ 専門家派遣費		100	100	100	100
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費		50	50	50	50
・ パンプ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費		50	50	50	50

2. 調達方法

調達方法
会費収入、長野県補助金、朝日村補助金、事業収入等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
<ul style="list-style-type: none"> ・ あいおいニッセイ同和損害保険会社(株)松本支店 長野県松本市埋橋1-1-7 取締役社長 新納 啓介 ・ 長野県火災共済協同組合 長野県松本市中央1-23-1 理事長 花村 薫
連携して実施する事業の内容
連携する2社 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。 自然災害等のリスク及びその影響を軽減させるための取組みや対策を、講習会やパンフレット配布等により連携して周知・説明を行う。 主にあいおいニッセイ同和損害保険会社(株) <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業者に対し、BCP策定による実効性のある取組み支援等を行う。 個別相談会、セミナーを通して個者のBCP策定のための策定支援を連携して実施する。
連携して事業を実施する者の役割
あいおいニッセイ同和損害保険会社(株) 代表取締役社長 新納 啓介 長野県松本市埋橋1-1-7 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の損害保険の見直しを図り、災害時等に必要な保険を専門的立場から精査することにより、事業継続のための資金確保等を図ることが期待できる。 ・ セミナーの開催等に講師の派遣や資料の提供を受け、実効性のあるBCP策定を図ることができる。 長野県火災共済協同組合 理事長 花村 薫 長野県松本市中央1-23-1 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災時の復旧に必要な費用算定等で連携してあたり、迅速な対応が期待できる。 ・ BCP策定に必要な情報の提供を受け、実効性のある計画の策定と対応が図れる。
連携体制図等